平成２７年（フ）第６０９号
名古屋市熱田区須賀町712番地　アキュラパークサイド須賀町209号
債務者　竹内　晴男
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７号
松江市西川津町366番地10
債務者　高砂　早希
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８３８号
東京都板橋区東坂下２丁目19―21―203
債務者　安部　　博
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８３９号
東京都板橋区東坂下２丁目19―21―203
債務者　安部　睦子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９７６号
東京都江戸川区南葛西５丁目８―15―109
債務者　小林　裕太
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９９１号
東京都板橋区高島平１丁目36―16―105
債務者　前澤　　純
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９２号
東京都葛飾区金町５丁目１―６―101
債務者　大崎　政弘
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４５０号
東京都板橋区前野町２丁目38―１―101
債務者　菅沼　　綾
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４５６号
東京都目黒区八雲１丁目12―18―202
債務者　福本　吉江
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４６４号
東京都足立区千住東１丁目29―２
債務者　坂口　　忍
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４７１号
東京都港区港南３丁目１―26―909
債務者　皆川　　誼
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４７２号
東京都港区港南３丁目１―26―909
債務者　皆川千賀子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番18―205号
コーポグリーンイースト
債務者　宮城　友和
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５８号
沖縄県中頭郡中城村字当間３番地
債務者　久手堅忠夫
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５９号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目20番７―302号
エクセルハイム
債務者　久手堅キヌ子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６６号
沖縄県沖縄市嘉間良１丁目７番17号　普久原アパート303
債務者　宮里　雪乃
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部